

令和 3 年 第 8 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 3 年 7 月 9 日

柳川市農業委員会

第 8 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 3 年 7 月 9 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 59 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第37号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第38号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第39号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第40号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第41号

1. 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）設定について

議案第42号

1. 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について

議案第43号

1. 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

出席委員（18名）

1番 山 田 善 治
3番 亀 崎 忠 治
5番 古 賀 勝 次
7番 大 淵 秀 樹
10番 田 中 満 義
12番 松 藤 一 利
14番 島 添 茂 樹
16番 園 田 清 美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

2番 高 田 一 利
4番 吉 丸 隆 吉
6番 梶 島 練 二
9番 藤 木 邦 彦
11番 松 藤 政 義
13番 松 藤 和 彦
15番 河 口 隆 光
17番 阿志賀 一 喜
19番 松 藤 正 之

欠席委員（1名）

8番 三小田 由 勝

推進委員

出席委員（19名）

龍 繁 樹
藤 木 二三男
梶 島 一 晴
古 賀 宏 義
櫻 木 利 和
高 口 勇 晴
松 藤 稔
鶴 田 信 行
三 浦 榮 一
江 口 克 子

藤 吉 利 広
亀 崎 壽 満
梅 崎 直 祝
野 口 秀 一
米 田 秀 俊
平 川 貴 大
浦 幸之助
原 壽 利
吉 開 健

欠席委員（0名）

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

午後 2 時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第 8 回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしく願いいたします。

○議長（松藤正之君）

改めましてこんにちは。第 8 回柳川市農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございました。今日は 3 か月ぶりに合同の総会が開催することができました。

先ほど紹介がありましたように、農業委員は 19 名でしたけれども、1 名欠員がありまして、やっと 19 名任命を受けることができました。今後ともよろしく願いしたいと思います。

それから、コロナの関係ですけれども、福岡県の緊急事態宣言が解除されまして、7 月 12 日から蔓延防止措置に移行になるということになっているわけですが、感染予防については、今までどおりしっかりと対応しなければならないと思います。

それと、梅雨は恐らく最終局面に入ってくると思いますけれども、御承知のように、今年も土石流の災害、それから線状降水帯の関係で、いろんなところで家屋の災害、人命の災害が起きております。恐らく農家のことについても、いろいろ被害が発生するのではないかなということで予測されます。

これから梅雨が明けますと、いよいよ大豆の播種作業に入られると思いますけれども、いづれにしても、無事に発芽できるように、これから願うところでございます。

それでは、本日の出席委員 18 名、定足数であります。また、19 名の推進委員の方に御出席をいただいております。よって、ただいまから令和 3 年第 8 回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして、議案を朗読させていただきます。

令和 3 年

第 8 回柳川市農業委員会総会議案

議案第37号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第40号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第41号

1. 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）設定について

議案第42号

1. 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について

議案第43号

1. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

令和3年7月9日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第37号から議案第43号までの7件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、4番吉丸隆吉委員、15番河口隆光委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の2ページを御覧ください。

議案第37号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,390平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積56平米、外6筆。合計3,942平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,096平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,858平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積518平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積518平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積20平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、3条について補足説明を行います。

まず、申請番号1番は、〇〇さんから、新規就農をしようとする〇〇さんへ賃借権の設定を行うための申請です。

賃借料は1年間で〇〇円。

〇〇さんは、障害福祉サービス事業等を行っており、その一環としての農業従事を予定されています。

別紙でお配りいたしました〇〇と書いてある営農計画書を御覧ください。

ハウス3棟によるイチゴの栽培とスイートコーンの作付で、観光農園などを計画されています。

また、農業経験としましては、市内の関係農家でイチゴ栽培が5年、スイートコーン栽培は2年の研修を受けています。

なお、契約は解除条件付き貸借契約となっており、農地を適正に利用していないと認められる場合、契約解除ができる内容になっています。

〇〇さんは、経営面積が4a未満ですが、農地法第3条の例外規定の草花等（ハウス）集約的な利用に該当しますので、問題ないと考えます。

申請番号2番は、〇〇さんが〇〇さんへ経営移譲年金の関係により、使用貸借権の再設定を行うための申請です。

申請番号3番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号4番は、離農する〇〇さんが、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号5番及び6番は、〇〇さんと〇〇さんが互いの農地を交換するための申請です。

〇〇さんの耕作面積は4a未満ですが、目的が耕作利便のための交換となりますので、問題はないと考えます。

申請番号7番は、〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転・贈与を行うための申請です。

〇〇さんが農地を所有されていますが、機構を通じて、全て地元の法人に預けてありますので、耕作面積はゼロとなっています。しかしながら、その場所、面積、形状から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認め、第3条の例外規定を適用するものです。

よって、申請番号1番から7番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第37号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

全員賛成ということで、議案第37号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第38号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）の移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積368平米、外2筆、合計821平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇、外2名。転用目的、貸し店舗2棟。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積852平米のうち456平米。申請人、〇〇、外1名。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積490平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、農業用倉庫。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,403平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇、外1名。転用目的、動物病院。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積313平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅及び作業場（工場）。

5ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,936平米、外1筆、合計5,106平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇、外1名。転用目的、工場。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが、申請地に貸し店舗2棟及び駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は賃貸借。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんと〇〇さん親子が、申請地に一般住宅を建設するための申請です。

契約の種類は使用貸借。譲渡人の〇〇さんが、子である〇〇さんと孫の〇〇さんへ無償で永年間に、一般住宅として使用貸借契約がなされています。

申請番号3番は、譲渡人、〇〇さんが、申請地に農業用倉庫を建設するための申請です。

契約の種類は使用貸借。親から子へ、無償で20年間に、農業用倉庫として使用貸借契約がなされています。

なお、20年経過後は、双方、何ら意思表示がない場合、同一の条件で1年間ずつ更新される契約となっています。

申請番号4番は、譲渡人、〇〇さんが、申請地に動物病院及びドックランを建設するための申請であります。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号5番は、譲渡人、〇〇さんが、申請地に一般住宅及び作業場を建設するための申請であります。1階が作業場、2階が住宅となっています。

契約の種類は売買。代金は、〇〇円。

申請番号6番は、譲渡人、〇〇さんが、申請地に工場を建設するための申請です。既存の工場を一部取り壊して、南側の道路へ接続する通路とし、申請地に工場を建設する計画です。

既存の工場と申請地の間には、個人所有の公衆用道路が存在しますが、今回の計画で、譲受人へ所有権移転されます。

契約の種類は売買。代金は、〇〇さんが〇〇円、〇〇さんが〇〇円となっており、いずれも公衆用道路を含んだ価格となっています。

次に、農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、用途地域内の準工業地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番の農地区分は、おおむね500メートル以内に〇〇駅があり、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号3番、4番、5番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、3番は農業用施設の建設、4番と5番は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号6番の農地区分も、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第38号について、御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

全員賛成であります。よって、議案第38号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第39号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の6ページを御覧ください。

議案第39号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,629平米、外2筆。申出人、〇〇。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積5,058平米。申出人、〇〇。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,637平米。申出人、〇〇。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,117平米。申出人、〇〇。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,389平米。申出人、〇〇。

議案書の7ページを御覧ください。

受理番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,248平米。申出人、〇〇。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番から3番は両開地区、4番から6番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。議案第39号の申請番号1番から3番は、推進委員の藤木二三男委員、亀崎壽満委員。申請番号4番から6番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、

浦幸之助委員、松藤稔委員を指名することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

異議なしと認め、採決をいたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの6名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

全員賛成であります。よって、議案第39号については、先ほどの6名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第40号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第40号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙の農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年7月12日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積29,978平米。筆数14筆。売手4名、買手7名。

続きまして、裏面の各筆明細を御覧ください。

各筆明細。

所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積859平米、外1筆。合計1,211平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神。氏名、公益財団法人福岡県農業

振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和3年7月26日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外8件となっております。

以上で、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第40号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第40号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第41号 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）設定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第41号

1. 農業委員会が定める下限面積（別段の面積）設定について

農地法第3条第2項第5号に基づき、農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の設定について、承認方付議する。

○事務局次長（岡本齊直君）

別紙でお配りしております、右上に「議案第41号・別紙」と書いてある分を御覧ください。

下限面積（別段の面積）につきまして説明いたします。

別紙の下限面積（別段の面積）の設定についてを御覧ください。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積と設定できることになりました。

また、農業委員会の適正な事務実施についてが平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

この下限面積とは、農業経営を効率的かつ安定的に継続して行うためには一定の農業経営面積が必要という考えから、農地法第3条の許可要件の一つとされています。

柳川市において、新たに農地を取得する場合、現在権利を有している面積と新たに農地を取得しようとする合計面積が40アール以上必要となっております。この40アールが、柳川市農業委員会で設定する農地法の下限面積（別段の面積）であります。

それでは、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について提案いたします。

方針としましては、現行の下限面積（別段の面積）40アールの変更は行わないとします。

理由としましては、現在の下限面積40アールを下げれば、農家の経営農地の細分化となり、1戸当たりの経営面積の減少につながるためであります。

また、令和2年度、農業委員の皆様における農地パトロールの結果、管内の遊休農地率は0.07%と非常に低い状況であります。

よって、現行の下限面積（別段の面積）40アールの変更は行わないということで提案するものであります。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第41号について御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

ないようでございますので、お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第41号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第42号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第42号

1. 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について
-

○事務局長（乗富和也君）

それでは、議案書と一緒にお送りさせていただいていました、右上に「議案第42号別紙」と表示のある資料のほうをよろしく願いいたします。

去る6月の総会の報告のところで少し概要は御説明させていただきましたけれども、本日は議案として御審議をいただきたいと思っております。

内容のほうを簡潔に御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。

「第1 基本的な考え方」ということで、これは農業委員会等に関する法律の改正に伴い

まして、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進ということで、この指針を定めるようになっております。

中段のほうは柳川市の状況に触れております。

国としましては、下段のほうにありますように、令和5年度になるんですけども、そちらを目標に担い手への農地の集積8割を目指すというのが国の方針になっております。それらを受けての今後3年間の目標と推進方法ということで内容を構成いたしております。

1ページの下段のほうの「第2 具体的な目標と推進方法」ということで、まず、遊休農地の関係ですが、下の表のところ、現状としまして、令和2年度末の状況でございますけれども、管内の、柳川市の耕地面積4,040ヘクタールに対して、遊休農地が2.9ヘクタール、率にしますと0.07%ということになっております。

3年後の目標としましては、当然これを少なくしていくという目標になるわけですが、なお、農地の面積も転用などによって年々減少はしていきますので、1年間で10ヘクタールずつ減るといふような見込みのところ、4,010ヘクタールに対して、遊休農地の面積は2.0ヘクタールまで落としていくというふうな目標設定になっております。率にしますと、0.05%ということになっております。

2ページのほうを御覧ください。

2ページの上のほうに、その遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法ということで掲げております。これらの内容については、例年8月に農地パトロールを中心にして、遊休農地、あるいは違反転用といった調査を行っていただいております。それらを引き続き行っていくという内容のものにはなっておりますので、後ほどまたお読み取りいただければと思います。

下段のほうの2、担い手への農地利用の集積・集約化でございます。

まず、現状ですけれども、管内農地に対しまして、2年度末の集約状況が3,117ヘクタールとなっております。率にいたしますと77.2%ということになっております。

3年後については、先ほどありましたように、やはり8割を達成しているという目標に置き換えますと、農地4,010ヘクタールに対しての8割ということで、3,208ヘクタールを集積の面積目標に掲げていきたいと思っております。

3ページのほうをお願いいたします。

担い手の育成・確保というところがございますが、まず、上の表の現状でございます。

農家総数1,327戸とありますのは、こちらは2015年の農林業センサスの農家数を持ってく

るようになっておりますので、そちらの数字をそのまま使っております。

それから現状のところ、認定農業者から認定新規就農者、最後に特定農業団体その他の集落営農組織ということで、こちらは2年度末の状況を数値で掲載いたしております。ちなみに、認定農業者数が275経営体ということでございます。

それから、3年後の目標でございますが、こちらはなかなか3年後の数値の目標を立てづらいところが正直ございますけれども、柳川の農地を守っていくという立場からすると、一定の経営体数が必要になってくるというふうなところも踏まえての目標設定になっております。

なお、総農家総数は若干減少しまして1,250戸、認定農業者数については270経営体、それから認定新規就農者、こちらは新たに就農されてから5年以内の方たちの合計数字となっております。3年後は30経営体というのを目標に掲げております。

それから、最後の特定農業団体その他の集落営農組織6団体としておりますが、年度末の状況は8団体になっておりますが、こういったところが農事組合法人の組織化というふうな動きを期待いたしまして、3年後には6団体というふうなところでの数値目標の設定をいたしております。

その下の推進方法関係については、JAさん、あるいは市の農政課も踏まえて、また農地中間管理機構も踏まえて、いろんな関係団体との連携の下に推進を図っていきたいというふうな内容を掲げておりますので、こちらについてもお読み取りをお願いしておきます。

最後、4ページでございますが、新規参入の促進についてということで、現状、令和2年度末になりますけれども、令和2年度が6人の新規参入がございまして、法人組織としてはゼロ、3年後の目標は、一応単年度では5人ほど、5経営体を目標に設定をいたしております。

それから、新規参入法人ということで1法人、先ほど集落営農組織の法人化というふうなところとの関連にはなってきますけれども、法人1組織が新たに加わるというふうな目標に設定をいたしておるところでございます。

なお、その下の具体的な推進方法、やはりこちらについても、関係機関といろいろ連携を図っていく必要がございますので、そういったところの内容を掲げております。

ちょっと簡単になりましたけれども、説明は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第42号について御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第42号については、提案どおり承認することに決定をいたしました。

議案第43号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第43号

1. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
-

○事務局長（乗富和也君）

別紙のほうで、右上に「議案第43号・別紙」と表示しております資料をお願いいたします。

令和3年度の農業委員会の活動の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。

まず、1ページですけれども、1ページのほうは年度末、2年度末の状況の数値となっておりますので、またお読み取りをいただければと思います。

なお、3月22日から、新たな柳川市の農業委員会の任期がスタートをいたしております関係で、そちらについても下段のほうで体制を記載いたしております。

次に、2ページのほうをお願いいたします。

2ページ上段のほうですが、担い手への農地の利用集積・集約化ということで、先ほどからの指針のほうともまた関連をしてくるわけですが、これが1年ごとの目標設定というふうに御理解いただければ結構かと思います。

改めまして2ページのほうをお願いいたします。

担い手への農地の利用集積・集約化ということで、先ほど議案第42号で審議いただきました指針も踏まえての1年ごとの活動計画・目標を設定しているところでございます。

先ほども言いましたけれども、2年度末が3,117ヘクタールということで、これを令和3年度には3,140ヘクタールのほうに目標を持っていきたいという内容になっております。

次に、真ん中ほどになりますが、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、上段のほうの現状及び課題、こちらが一応2年度末までの参入の状況及び面積というふうな表になっております。

その一番下、令和3年度の目標及び活動計画ということで、参入目標数3経営体、それから、参入目標面積が0.74ヘクタールとなっております。こちらについては、既に今年度、新規参入を目指してある方々の計画の数値をこちらに記載いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

遊休農地に関する措置ということで、令和2年度末の状況としては、先ほども言いましたように2.9ヘクタールの遊休農地が存在しておりますが、これを令和3年度に0.5ヘクタール少なくしたいというふうな目標の設定になっております。

なお、活動の計画としましては、例年実施いたしております農地パトロールを中心に行いまして、また新規の発券、あるいは解消というふうなところの動きを取っていきたいと思っております。

なお、パトロールの実施状況については、例年どおり8月から9月、メインは8月を想定しておりますが、8月、9月ということで行いまして、それに付随して取りまとめていく流れになっております。

なお、農地パトロールの説明については、来月、総会の後に、例年のようにさせていただきたいと思っております。

次に、下段のほうの違反転用への適正な対応ということで、2年度末の状況でございますが、違反転用面積が3.4ヘクタールというふうな状況になっております。こちらについては、

実情、なかなか解消が厳しいところもありますけれども、やはり解消を図っていく動きを取っていきたいというふうに思っております、活動の計画としては、遊休農地と同じように、パトロールを中心にまた行っていく計画としております。

こちも、内容は簡潔でしたけれども、説明は以上で終わらせていただきます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第43号について御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第43号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の10ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年3月16日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積155平米。賃貸人、福岡市中央区天神、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。賃借人、〇〇、外9件です。

続きまして、議案書の12ページを御覧ください。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約。

受理番号1番、受理月日、令和3年3月11日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,000平米、外6筆、合計11,203平米。賃貸人、福岡市中央区天神、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。賃借人、〇〇、外19件です。

続きまして、議案書の13ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年6月17日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積368平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇、外2件です。

14ページを御覧ください。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地の使用貸借合意解約届出書）。

受理番号1番、受理月日、令和2年11月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,421平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇、外1件。

報告は以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告を全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、連絡事項でございます。

まず、あっせん委員に指名されました先ほどの6名の推進委員さんには、後ほど資料のほうをお渡しいたします。よろしくをお願いします。

続いて、次回、8月の総会でございます。

8月の総会は8月10日、火曜日になります。午後2時から開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、次回の8月総会の終了後には、先ほども申し上げましたが、農地パトロールの実施関係の説明をさせていただきますので、こちらについてもよろしくお願ひいたします。

それから、もう一点が、本日お配りしておりましたあっせん事業における中間管理権の取扱いについてという資料をお願ひいたします。

こちら、いわゆる農地中間管理機構を通じた貸し借り、主に農事組合法人が借り手となって、それを構成員の方々が耕作なさってあるというケースがあります。そういった農地を、所有者の方があっせんで売りたいという御相談がときどきあるわけですが、その中で、買い手さんのまだ決まっとらんというふうにおっしゃるケースがございます。通常でしたら現在耕作なさってある方にまずお聞きしてみてくださいとか所有者さんにお伝えしておりますけれども、耕作してある方も、ちょっと今は買い切らんとか言われたりすると、売るためには買い手が決まっとらんと、中間管理の契約を一旦解約せないかんケースがあるわけです。そして今度、あっせん委員さんのほうから買い手さんを探してもらって、結果的に同じ法人の構成員さんが買われるという場面も時々あります。そうすると、もともと解約しなくてよかったのを最初に解約をしてしまうよりも、特に買い手さんが決まっていない場合は、一応買い手さんが決まってから、解約をしなければならぬときに中間管理の解約をします。解約をしなくていいなら、もうそのまま中間管理に預けた状態でいくほうが、農政課のほうとも話をしまして、事務的にも、また解約手続も含めて、法人のほうにも迷惑がかかるなというところもございまして、これからの取扱いをこのようにさせていただきたいという内容でございます。ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（乗富和也君）

そういうところで、あっせん事業の取扱い、よろしくお願ひいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

これをもちまして、令和3年第8回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後 2 時59分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年7月9日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 吉 丸 隆 吉

〃 河 口 隆 光